

14

昭和十三年八月三日

臨時資金調整委員會幹事

堀内委員殿

通知

來ル八日(月曜日)午後二時三十分ヨリ内閣總理大臣官舎ニ於テ
臨時資金調整委員會總會相開カレ候間御參集相成度候

印

E-0124



傳

昭和十三年八月四日

臨時資金調整委員會幹事

大藏省理財局長 大野 龍 太

記

臨時資金調整委員會委員

堀内謙介 殿

別途御通知申上候來ル八月八日(月) 總理大臣官邸ニ於テ臨時資金調整委員會開催可致候處同委員會ニ附議スベキ議案別冊ノ通送付候條御查收相成度

臨時資金調整委員會第三回會議日程
(昭和十三年八月八日)

- 第一 臨時資金調整法施行令中改正ノ件
- 第二 臨時資金調整法施行細則中改正ノ件
- 第三 臨時資金調整法ニ基テ專業資金調整標準ニ關スル件中改正ノ件
- 第四 臨時資金調整法ニ基テ專業資金調整標準中改正ノ件
- 第五 臨時資金調整法施行狀況報告ノ件

E-0124



極秘

第一號議案

臨時資金調査法施行令中改正案要綱

一、臨時資金調査法第二條ノ規定ニ依リ金融機關又ハ證券引受業者ノ事業資金ノ貸付又ハ有價証券ノ購募、引受若ハ募集ノ取扱ニ付主務大臣ノ許可ヲ受クベキモノハ一口ノ金額十萬圓以上ノモノ若ハ額面總額十萬圓以上ノモノトナリ居ル處之ヲ改正シテ一口五萬圓以上ノモノ若ハ額面總額五萬圓以上ノモノトスルコト

二、臨時資金調査法第四條ノ規定ニ依リ會社ノ設立、増資、合併、目的變更、未拂込株金ノ徴收、自己資金等ヲ以テスル事業設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ社債ノ自己募集ニ付主務大臣ノ認可又ハ許可ヲ受

クベキ會社ハ相互會社ノ外資本金五十萬圓以上ノモノトナリ居ル處之ヲ改正シテ資本金二十萬圓以上ノモノトスルコト

三、臨時資金調査法第四條第二項第二號ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベキ事業設備ノ限度ヲ十萬圓ヨリ五萬圓ニ引下ルコト

極秘

第二號議案

臨時資金調整法施行細則中改正案要綱

一、臨時資金調整法施行令ノ改正ニ依リ新ニ臨時資金調整法第四條ノ規定ノ適用ヲ受クルコトトナリタル會社ガ株金ノ拂込金、社債ノ募集金又ハ金融機關ヨリノ借入金ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル場合ニ於テ其ノ拂込ノ催告、募集又ハ借入ガ改正施行令ノ施行後ニ屬セザルモノナルトキハ事業設備ノ新設、擴張等ニ付許可ヲ申請セシムルコトトスルコト

二、臨時資金調整法施行令ノ改正ニ依リ新ニ臨時資金調整法第四條ノ適用ヲ受クルコトトナリタル會社ニ付經過規定ヲ設ケ施行令改正ノ際

現ニ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ爲シ居ルモノニシテ一ヶ月以内ニ完成ノ見込ナキモノハ總テ許可ヲ申請セシムルコトトスルコト

三、臨時資金調整法施行令ノ改正ニ依リ金融機關又ハ證券引受業者ガ一口五萬圓以上ノ事業資金ノ貸付又ハ額面總額五萬圓以上ノ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスル場合ニハ主務大臣ノ許可ヲ要スルコトトナルヲ以テ金融機關又ハ證券引受業者ガ一口五萬圓以上ノ貸付又ハ額面總額五萬圓以上ノ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタルトキハ其ノ都度報告セシムルコト

極秘

第三號議案

事業資金調整標準ニ關スル件改正案

現 行 改 正 案

一、臨時資金調整法ニ依リ

(イ) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル
資金ノ貸付

(ロ) 社債ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱

(ハ) 會社ノ設立、資本増加、合併又ハ目的變
更

(ニ) 第二回以後ノ株金ノ拂込徴收

(ホ) 株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨ
リノ借入ニ依ラズシテ爲ス事業設備ノ新
設、擴張又ハ改良

(ヘ) 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシ
メズシテ爲ス社債ノ募集

ニ關シテ政府ガ許可又ハ認可ヲ爲ス場合ノ

標準並ニ金融機關又ハ證券引受業者ガ前掲
(イ)及(ロ)ニ付テ自治的調整ヲ爲ス場合ノ基準
ハ差當リ別冊事業資金調整標準ニ依ルモノ
トス

二、別冊事業資金調整標準ハ

(1) 軍需トノ關係

(2) 國際收支改善トノ關係

(3) 現在ノ生産能力其ノ他ノ事情
ヲ稽ヘ各種事業ヲ

甲、軍需ニ直接關係アル産業及之ト密接ナル
關係ニ在ル基礎産業ニシテ現在事業設備
不足シ又ハ時局ノ關係上需要激増シ其ノ
結果事業設備ノ不足ヲ來スベシト豫想セ
ラレ從ツテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改
良ヲ必要トスルモノ

乙、甲及丙ニ屬セザル産業又ハ事業ニシテ場
合ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良

ヲ爲ス必要アルモノ

丙、生産力過剩ナル産業、奢侈品其ノ他當面
國家全般ノ見地ヨリ見テ必要ノ度薄キ物
品ニ關スル産業ハ勿論此ノ際トシテ差控
アルモ已ムヲ得ザル事業ニシテ差當リ事
業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スヲ適
當ナラズト認ムルモノ

ノ三種ニ大別シ更ニ各種別ノ中ニ於テ各事
業ノ性質ニ應ジ甲ヲ二段階乙ヲ三段階ニ區
別シタルモノトス

三、金融機關及證券引受業者ノ自治的資金調整
ハ左記ニ依ルモノトス

(1) 事業ノ運轉資金ノ貸付ニ付テハ從來ノ通
取扱ヒテ差支ナキコト

(2) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ノ資
金ノ貸付及社債ノ應募、引受又ハ募集ノ
取扱ハ別冊事業資金調整標準ヲ次ノ方針

ニ依リ具體的ノ場合ニ適用シテ之ヲ取扱
フコト但シ一件ノ金額三萬圓未満ノモノ
ニ付テハ各自ノ任意ニ取扱ヒテ差支ヘナ
キコト

(一) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル
事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先
的取扱ヲ爲スコト但シ(イ)ニ屬スルモノ
ハ(ロ)ニ屬スルモノニ優先セシムベキモ
ノトス

(二) 別冊事業資金調整標準中乙類ニ屬スル
事業ニ關スルモノニ付テハ其ノ事業ガ
A、(イ)ニ屬スルモノニ隨シテハ一律業

(一) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル
事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先
的取扱ヲ爲スコト但シ(イ)ニ屬スルモノ
ハ(ロ)ニ屬スルモノニ優先セシムベク猶ホ

A、(イ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ
金額三百萬圓ヲ超ユルトキ

B、(ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ
金額百萬圓ヲ超ユルトキ

ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコ

A、「一件ノ金額五十萬圓」ヲ「一件

金額五十萬圓ヲ超エザル場合ニハ大
融甲ノ(ロ)ニ準ジ取扱ヒテ差支ヘナキ
コト一件ノ金額五十萬圓ヲ超ユルト
キハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ス
ルコト

シ、(ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ之ニ對
シ貸付等ヲ爲スヲ適當ト認ムルモノ
ニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協
議ノ上之ヲ爲シ差支ヘナキコト
但シ此ノ場合日本銀行支店ニ於テ疑
義アルトキハ本店ト打合スベキコト
シ、(イ)ニ屬スルモノニ關シテハ大體貸
付等ヲ差控フルヲ可トスルモノ之ヲ爲
スヲ必要ト認ムル事情アル場合ハ日
本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
此ノ場合日本銀行支店ハ本店ト打合
スベキコト

ノ金額三十萬圓」ニ改ム

三 別冊專業資金調整標準中丙類ニ屬スル
專業ニ門スルモノニ付テハ貸付等ヲ差
控フルコト但シ特殊ノ事情ニ依リ特別
ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認ムルモノア
ルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議
スルコト此ノ場合ニ於テ日本銀行ハ之
ヲ臨時資金審査委員會ノ議ニ附シテ決
定スルコト

四 「此ノ場合……」以下ヲ削ル

四 別冊專業資金調整標準中甲類又ハ乙ノ
(イ)ニ屬スル專業ニ關スルモノト雖モ當
該專業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ著
シク長期間ヲ要シ從ツテ差當リ急速ニ
效果ヲ期待シ得ズト認メラルトキハ日
本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

五 別冊專業資金調整標準中乙ノ(ロ)、(イ)及
ビ丙ニ屬スル專業ニ關スルモノ
ノニ付テモ 專業設備ノ新設、擴張
又ハ改良ニ依リ直接輸出ヲ増進セシメ

(四)別冊事業資金調整標準中乙ノ(イ)及ビ丙
 ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テモ事
 業ノ運轉ニ支障ヲ來サザル爲ニスル程
 度ノ設備ノ改良又ハ店舗、工場、事務
 所等ノ安全及保健上ノ見地ヨリ必要ナ
 ル改良並ニ災害ニ依ル設備ノ復舊ニ付
 テハ同標準ノ分類ニ拘ラズ特別ノ取扱
 ヲ爲スコト但シ一件ノ金額十萬圓ヲ超
 ヌル貸付ニ付テハ日本銀行本店又ハ支
 店ニ協議スルコト
 (五)地方公共團體ノ事業、國家ガ補助金、
 助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業、政
 府ガ資金ノ調達ヲ承認シタル事業若ハ

差當リ國際收支ノ改善ニ資スルコトヲ
 得ベキモノト認メタルトキハ日本銀行
 本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ニ便宜ノ
 取扱ヲ爲シ差支ナキコト
 (六)現行(四)但書中「一件ノ金額十萬圓」
 ヲ「一件ノ金額五萬圓」ニ改ム

(出)現行(四)ニ同ジ

政府ガ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ
 付テハ別冊事業資金調整標準ノ分類ニ
 拘ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト尙政府資
 金ヲ融通シタル事業ニ付テハ該融通資
 金ニ付テハトスルコト

(六)外地及滿洲ニ於ケル事業並ニ海外ニ於
 ケル事業ニ關スルモノニ付テ特殊ノ事
 情ニ依リ前掲ノ方針ニ依ルヲ不適當ト
 認メタルトキハ日本銀行本店又ハ支店
 ニ協議ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト此ノ
 場合日本銀行支店ハ本店ト打合ハスベ
 キコト

(八)朝鮮、臺灣其ノ他ノ外地ニ於ケル事業
 ニ關スルモノニ在リテハ前掲ノ方針ニ
 依ラズ各外地ノ標準ニ依ルコト
 (九)滿洲及海外ニ於ケル事業ニ關スルモノ
 ニ付テ特別ノ事情ニ依リ前掲ノ方針ニ
 依ルヲ不適當ト認メタルトキハ日本銀
 行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ノ取扱
 ヲ爲スコト

(五)日本銀行ハ金融機關又ハ證券引受業者ヨ
 リ協議ヲ受ケタルモノノ内

日本銀行ハ
會社ノ設立、資本増加、合併又ハ目的變

(一)別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル
事業ニ關スルモノニ付國際收支ニ及ボ
ス影響等ノ上ニ於テ特ニ支障アリト認
メラレ從ツテ資金ノ貸付又ハ社債ノ應
募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ差控フルヲ
可ト認ムルモノ

(二)別冊事業資金調整標準中丙類ニ屬スル
事業ニ關スルモノニ付特殊ノ事情ニ依
リ特別ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認メラ
ルモノ

(三)②ノ(ウ)ニ依リ協議ヲ受ケタルモノ
④其ノ他事業ノ重要ナルモノ
ニ付テハ臨時資金審査委員會ノ意見ヲ效
シタル上其ノ意見ニ從ヒ同意又ハ不同意
ノ回答ヲ爲スベキコト

更

(一)第二回以後ノ株金ノ拂込徴收

(イ)株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨ
リノ借入ニ依ラズシテ爲ス事業設備ノ新
設、擴張又ハ改良

(ロ)他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシ
メズシテ爲ス社債ノ募集又ハ

(ハ)自治的調整ヲ爲サザル金融機關又ハ證券
引受業者ノ貸付若ハ社債ノ應募、引受若
ハ募集ノ取扱

ニ付テ別冊事業資金調整標準ヲ次ノ方針ニ
依リ具體的ノ場合ニ適用シ認可又ハ許可ノ
手續ヲ爲スモノトス

(1)別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事
業ニ付テハ國際收支ニ及ボス直接ノ影響
等ノ上ニ於テ特ニ支障アリト認メタルト
キノ外ハ認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スコト

專案ノ重要ナルモノ及不許可又ハ不認可ノ處分ヲ爲スモノニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ニ附スベキコト

(2) 別冊專案資金調整標準中乙類ニ屬スル事業ニ付テハ軍需トノ關係、國際收支改善トノ關係、資金ノ狀況當該事業ノ所要資材ノ供給狀況等ヲ勘案シ適當ト認メタルトキニ限り認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スコト專案ノ重要ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ニ附議スベキコト

(3) 別冊專案資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ付テハ特別ノ事情アリ且ツ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經タルモノノ外認可又ハ許可ヲ爲サザルコト

(4) 以上ノ外三ノ(2)ノ(四)六ヲ準用スルコト

又政府ハ資金調整上必要アリト認ムルトキハ

(4) 以上ノ外三ノ(2)ノ(四)六(四)ヲ準用スルコト

各種金融機關、證券引受業者、自治的調整ノ中心機關又ハ日本銀行ニ對シ本標準ノ適用ニ付テ必要ナル指示ヲ爲スコトアルベシ

六、本標準ハ差當リ適用スベキモノニシテ今後ノ情勢ノ變化ニ依ルモノハ勿論猶研究ノ結果ニ依リ隨時之ヲ變更スルモノトス

極秘

第四號議案

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準中改正案

臨時資金調整委員會

第一續 業

部門	業別	細目別			備考
ニ土石採取業	(一)アルミニウム原 礦採取業 (二)其ノ他ノ土石採 取業	(1)明礬石	×	×	
		(2)礬土頁岩	×	○	
		(3)酸性白土	○		

第二工業

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
二、紡織工業	(二)人造絹絲製造業	(1)アセチルセルロース絹絲				
		(3)麻絲				
		(1)亞麻絲				
		(5)麻織物(交織物ヲ含ム)				
		(1)亞麻織物				
三、金屬工業	(四)鑄物業	(1)鋳鐵鑄物				
		(1)鑄鐵管				
		(9)鐵塔、橋梁ノ建設材料				
		(10)ドラム鐵				
		(5)鑄物以外ノ金屬製品製造業				

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
三、機械器具工業	(三)原動機製造業	(3)内燃機關				
		(ロ)ガソリン機關				
		(二)電油機關				
		(1)無線電信電話機械器具				
		(1)家庭用ラヂオ用具				
(四)人造纖維製造用ノズル	(3)高壓化學工業用機械器具	(1)針布				
		(2)有線電信電話機械器具				
		(ロ)其他				
		(3)高壓化學工業用機械器具				
		(5)無線及有線電信電話機械器具製造業				
(五)化學工業用機械裝置製造業	(六)紡績機械器具製造業	(1)針布				
		(2)有線電信電話機械器具				
		(ロ)其他				
		(3)高壓化學工業用機械器具				
		(5)無線及有線電信電話機械器具製造業				
(六)ミシン製造業	(七)化學工業用機械裝置製造業	(1)針布				
		(2)有線電信電話機械器具				
		(ロ)其他				
		(3)高壓化學工業用機械器具				
		(5)無線及有線電信電話機械器具製造業				

五 窯 業		製 造 業		製 造 業		製 造 業	
(一) ガラス及ガラス製品製造業		甲) ベルト車、齒車、車輪、車軸及軸受製造業		乙) 造船業(部分品及附屬品ヲ含ム)		丙) 車輛(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業	
(1) 耐火煉瓦	(2) 硝 酸	(3) 球 軸 受	(4) 鋼 船	(5) 鐵 道 及 軌 道 用 車 輛	(6) 自 動 車	(7) 貨 物 及 軍 用 自 動 車	(8) 其 ノ 他
X	X	X	X	X	X	X	X
O	O	O	O	O	O	O	O
X	X	X	X	X	X	X	X
O	O	O	O	O	O	O	O

六 化 學 工 業		製 造 業		製 造 業		製 造 業	
(一) 工業藥品製造業		甲) 煉瓦及耐火物製造業		乙) 珪 礬 鐵 器 製 造 業		丙) 染 料 及 中 間 物 製 造 業	
(1) 工業用耐酸性ノモノ	(2) 硝 酸	(3) 耐 火 煉 瓦	(4) 石 炭 酸	(5) 硝 酸 ア ン モ ン	(6) 硝 酸 ア ン モ ン	(7) 合 成 染 料	(8) 合 成 染 料
X	X	X	X	X	X	X	X
O	O	O	O	O	O	O	O
X	X	X	X	X	X	X	X
O	O	O	O	O	O	O	O

五

四

E-0124

十、其ノ他ノ工業 十一、其ノ他ノ工業 十二、其ノ他ノ工業 十三、其ノ他ノ工業 十四、其ノ他ノ工業 十五、其ノ他ノ工業 十六、其ノ他ノ工業 十七、其ノ他ノ工業 十八、其ノ他ノ工業 十九、其ノ他ノ工業 二十、其ノ他ノ工業	十九、其ノ他ノ工業 二十、其ノ他ノ工業 二十一、其ノ他ノ工業 二十二、其ノ他ノ工業 二十三、其ノ他ノ工業 二十四、其ノ他ノ工業 二十五、其ノ他ノ工業 二十六、其ノ他ノ工業 二十七、其ノ他ノ工業 二十八、其ノ他ノ工業 二十九、其ノ他ノ工業 三十、其ノ他ノ工業	三十一、其ノ他ノ工業 三十二、其ノ他ノ工業 三十三、其ノ他ノ工業 三十四、其ノ他ノ工業 三十五、其ノ他ノ工業 三十六、其ノ他ノ工業 三十七、其ノ他ノ工業 三十八、其ノ他ノ工業 三十九、其ノ他ノ工業 四十、其ノ他ノ工業 四十一、其ノ他ノ工業 四十二、其ノ他ノ工業 四十三、其ノ他ノ工業 四十四、其ノ他ノ工業 四十五、其ノ他ノ工業 四十六、其ノ他ノ工業 四十七、其ノ他ノ工業 四十八、其ノ他ノ工業 四十九、其ノ他ノ工業 五十、其ノ他ノ工業	五十一、其ノ他ノ工業 五十二、其ノ他ノ工業 五十三、其ノ他ノ工業 五十四、其ノ他ノ工業 五十五、其ノ他ノ工業 五十六、其ノ他ノ工業 五十七、其ノ他ノ工業 五十八、其ノ他ノ工業 五十九、其ノ他ノ工業 六十、其ノ他ノ工業 六十一、其ノ他ノ工業 六十二、其ノ他ノ工業 六十三、其ノ他ノ工業 六十四、其ノ他ノ工業 六十五、其ノ他ノ工業 六十六、其ノ他ノ工業 六十七、其ノ他ノ工業 六十八、其ノ他ノ工業 六十九、其ノ他ノ工業 七十、其ノ他ノ工業	七十一、其ノ他ノ工業 七十二、其ノ他ノ工業 七十三、其ノ他ノ工業 七十四、其ノ他ノ工業 七十五、其ノ他ノ工業 七十六、其ノ他ノ工業 七十七、其ノ他ノ工業 七十八、其ノ他ノ工業 七十九、其ノ他ノ工業 八十、其ノ他ノ工業 八十一、其ノ他ノ工業 八十二、其ノ他ノ工業 八十三、其ノ他ノ工業 八十四、其ノ他ノ工業 八十五、其ノ他ノ工業 八十六、其ノ他ノ工業 八十七、其ノ他ノ工業 八十八、其ノ他ノ工業 八十九、其ノ他ノ工業 九十、其ノ他ノ工業	九十一、其ノ他ノ工業 九十二、其ノ他ノ工業 九十三、其ノ他ノ工業 九十四、其ノ他ノ工業 九十五、其ノ他ノ工業 九十六、其ノ他ノ工業 九十七、其ノ他ノ工業 九十八、其ノ他ノ工業 九十九、其ノ他ノ工業 一百、其ノ他ノ工業 一百一、其ノ他ノ工業 一百二、其ノ他ノ工業 一百三、其ノ他ノ工業 一百四、其ノ他ノ工業 一百五、其ノ他ノ工業 一百六、其ノ他ノ工業 一百七、其ノ他ノ工業 一百八、其ノ他ノ工業 一百九、其ノ他ノ工業 二百、其ノ他ノ工業	二百一、其ノ他ノ工業 二百二、其ノ他ノ工業 二百三、其ノ他ノ工業 二百四、其ノ他ノ工業 二百五、其ノ他ノ工業 二百六、其ノ他ノ工業 二百七、其ノ他ノ工業 二百八、其ノ他ノ工業 二百九、其ノ他ノ工業 三百、其ノ他ノ工業 三百一、其ノ他ノ工業 三百二、其ノ他ノ工業 三百三、其ノ他ノ工業 三百四、其ノ他ノ工業 三百五、其ノ他ノ工業 三百六、其ノ他ノ工業 三百七、其ノ他ノ工業 三百八、其ノ他ノ工業 三百九、其ノ他ノ工業 四百、其ノ他ノ工業	四百一、其ノ他ノ工業 四百二、其ノ他ノ工業 四百三、其ノ他ノ工業 四百四、其ノ他ノ工業 四百五、其ノ他ノ工業 四百六、其ノ他ノ工業 四百七、其ノ他ノ工業 四百八、其ノ他ノ工業 四百九、其ノ他ノ工業 五百、其ノ他ノ工業 五百一、其ノ他ノ工業 五百二、其ノ他ノ工業 五百三、其ノ他ノ工業 五百四、其ノ他ノ工業 五百五、其ノ他ノ工業 五百六、其ノ他ノ工業 五百七、其ノ他ノ工業 五百八、其ノ他ノ工業 五百九、其ノ他ノ工業 六百、其ノ他ノ工業	六百一、其ノ他ノ工業 六百二、其ノ他ノ工業 六百三、其ノ他ノ工業 六百四、其ノ他ノ工業 六百五、其ノ他ノ工業 六百六、其ノ他ノ工業 六百七、其ノ他ノ工業 六百八、其ノ他ノ工業 六百九、其ノ他ノ工業 七百、其ノ他ノ工業 七百一、其ノ他ノ工業 七百二、其ノ他ノ工業 七百三、其ノ他ノ工業 七百四、其ノ他ノ工業 七百五、其ノ他ノ工業 七百六、其ノ他ノ工業 七百七、其ノ他ノ工業 七百八、其ノ他ノ工業 七百九、其ノ他ノ工業 八百、其ノ他ノ工業	八百一、其ノ他ノ工業 八百二、其ノ他ノ工業 八百三、其ノ他ノ工業 八百四、其ノ他ノ工業 八百五、其ノ他ノ工業 八百六、其ノ他ノ工業 八百七、其ノ他ノ工業 八百八、其ノ他ノ工業 八百九、其ノ他ノ工業 九百、其ノ他ノ工業 九百一、其ノ他ノ工業 九百二、其ノ他ノ工業 九百三、其ノ他ノ工業 九百四、其ノ他ノ工業 九百五、其ノ他ノ工業 九百六、其ノ他ノ工業 九百七、其ノ他ノ工業 九百八、其ノ他ノ工業 九百九、其ノ他ノ工業 一千、其ノ他ノ工業
甲アセチルセルロース製品製造業 乙肥料製造業 丙炭素製品製造業 丁罐詰製造業 戊機械製造業 己電氣供給事業 庚其ノ他ノ工業 辛綿及麻製網、繩及網製造業 壬綿製造業	(1) 及 (2) ノ區分ヲ廢止ス (2) 礦物質ノモノ (ロ) 磷酸アンモン (エ) 硫酸カリ (3) 配合肥料 (1) 電氣用カーボン (2) 活性炭 (2) 其ノ他	X X X X X X X O O X O O O X O O	O O						

甲人造樹脂及同製品製造業 乙製紙業 丙ゴム製品製造業 丁染料中間物其ノ他コルタル分溜物誘導體 戊火藥 己爆藥 庚導火索 辛軟質ゴム製品 壬タイヤ及其ノ附屬品 癸自動車用及航空機用ノモノ 甲防毒具 (1) 及 (2) ノ區分ヲ廢止ス (3) 其ノ他 (新聞用紙ノ項ヲ削除ス)	(1) 火藥 (2) 爆藥 (3) 導火索 (1) 軟質ゴム製品 (イ) タイヤ及其ノ附屬品 (甲) 自動車用及航空機用ノモノ (ロ) 防毒具 (1) 及 (2) ノ區分ヲ廢止ス (3) 其ノ他 (新聞用紙ノ項ヲ削除ス)	X X X X O O O O O X O
---	---	-----------------------------------

第七雜業

部門	業別	細目別	備考
雜業	函旅館業		
		イ	甲
		ロ	
		イ	乙
		ロ	
		ハ	丙
		×	
		○	

10

第八其ノ他ノ事業及施設

部門	業別	細目別	備考
其ノ他ノ事業及施設	(+) 公共的組合事業 ヲ削除ス		
		イ	甲
		ロ	
		イ	乙
		ロ	
		ハ	丙

E-0124



昭和十三年七月

昭和十三年 自四月 至六月 中臨時資金調整法施行状況

臨時資金調整委員會

目次

一 資金調整ヲ自治的ニ行フ金融機關

二 事業設備資金ノ調整標準別貸付状況

 (イ) 昭和十三年自四月至六月

 (ロ) 自昭和十二年九月二十七日

 (ハ) 至全 十三年六月三十日

三 事業設備資金ノ事業別貸付状況

 (イ) 昭和十三年自四月至六月

 (ロ) 自昭和十二年九月二十七日

 (ハ) 至全 十三年六月三十日

四 調整法第四條及第八條ニ基ク申請事項取扱件數及金額

 (イ) 總取扱件數並ニ金額

 (ロ) 認可又ハ許可セル件數並ニ金額

 (ハ) 不認可又ハ不許可トセル件數並ニ金額

五 調整法第四條及第八條ニ依リ認、許可アリタル事業資金ノ

九 八 七 七 六 五 五 四 三 三 一 頁

業態別並ニ事業標準別

(1) 昭和十三年自四月至六月

(2) 自昭和十二年九月二十七日
至今 十三年六月三十日

六 臨時資金審査委員會審査状況

(一) 會議

(1) 審査委員會付議決定件數

(1) 臨時資金調整法第四條ニ依ル申請事項

(1) 認可又ハ許可ノ件數並ニ金額

(2) 不認可又ハ不許可ノ件數並ニ金額

(3) 自治調整ヲ行フモノヨリノ協議事項

(1) 同意セルモノノ件數並ニ金額

(2) 同意セザリシモノノ件數並ニ金額

七 金融機關ノ貸付、調整法第四條ニ依ル申請ノ認、許可及他

自屬ヨリノ協議ニ同意セル事業設備資金額

(1) 昭和十三年自四月至六月

(2) 自昭和十二年九月二十七日
至同 十三年六月三十日

八 貯蓄債券貸出状況

九 社債及外國債券發行状況

一、資金調整ヲ自治的ニ行フ金融機關
 (昭和十三年六月末現在)

金融機關別	總數	内自治的調整 行ヲ	自治的資金調整團體	備 要
特別銀行	六	六	ナシ	
農工銀行	五	五	農工銀行同盟會	
產業組合中央金庫及信用組合聯合會	四八	四八	產業組合金融統制團	
商工組合中央金庫	一	一	ナシ	日本銀行本支店管轄區域別ニ組織サル(十七)
普通銀行	三六一	三五三	地方資金自治調整銀行團	
外國銀行内地支店	一六	五	全國貯蓄銀行協會	
貯蓄銀行	七三	七二	全國貯蓄銀行協會	
信託會社	二九	二七	信託會社	
證券引受業	五	五	資金自治調整證券團	業者總數不明ニ付自治的調整ヲ爲スモノノミヲ掲ゲタリ

生命保險會社	三三	三〇	生命保險會社協會
損害保險會社	四八	四一	大日本火災保險協會
計	六二五	五九三	

三、事業設備資金ノ調整標準別貸付状況
 (イ) 昭和十三年 自四月至六月

(單位千圓)

金融機關別	甲類			乙類			丙類合計	計	百分比
	イ	ロ	計	イ	ロ	ハ			
銀行	178,255	170,550	348,805	10,873	3,900	14,773	363,578	100.0	85.1
信託會社	3,435	1,278	4,713	1,589	1,100	2,689	7,402	11.9	0.8
保險會社	0	1100	1100	0	1,256	1,256	2,356	0.7	0.2
其他	0	0	0	745	374	1,119	1,119	0.3	0.1
合計	205,700	171,828	377,528	13,207	6,330	19,537	397,065	100.0	100.0
百分比	61.0	47.6	69.0	8.4	11.0	11.0	77.1	100.0	100.0

備考 本表ハ各項ニ於テ四捨五入ニ依リ千圓位ニ止メタル爲計ニ於テ符合セザルモノアリ次表以下亦同シ

(ロ) 自昭和十二年九月二十七日
 至昭和十三年六月三十日

(單位千圓)

金融機關別	甲類			乙類			丙類合計	計	百分比
	イ	ロ	計	イ	ロ	ハ			
銀行	12,237	12,927	25,164	1,431	1,478	2,909	28,073	100.0	85.1
信託會社	6,222	10,378	16,600	1,377	1,100	2,477	19,077	100.0	11.9
保險會社	886	1,100	1,986	1,100	1,256	2,356	4,342	100.0	0.8
其他	-	-	-	745	374	1,119	1,119	100.0	0.2
合計	19,345	24,405	43,750	4,653	4,208	8,861	52,611	100.0	100.0
百分比	46.0	41.0	61.0	10.9	10.0	11.0	77.1	100.0	100.0

三事業設備資金ノ専業別貸付状況

昭和十三年 目四月 至六月

(單位千圓)

業種別	銀行	信託會社	保險會社	其他	計	百分比
鐵業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
工業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
農林業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
水産業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
交通業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
商業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
其他ノ専業及施設	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
合計	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0

(a) 自昭和十二年九月二十七日 至昭和十三年六月三十日

(單位千圓)

業種別	銀行	信託會社	保險會社	其他	計	百分比
鐵業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
工業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
農林業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
水産業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
交通業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
商業	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
其他ノ専業及施設	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0
合計	1,000,000	2,000,000	0	0	3,000,000	100.0

六

五

四調整法第四條及八條ニ基ク申請事項取扱件數及金額
 (1)總取扱件數並ニ金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和三十二年 自四月 至六月	自三十二年 九月廿七日 至三十二年 六月三十日	昭和三十二年 自四月 至六月	自三十二年 九月廿七日 至三十二年 六月三十日
自己資金等ニ依ル 事業設備(第二項 第一號關係)	一四七	一〇一三	一五四一七	一、二二七、〇〇〇
株金拂込催告	二二五	六四〇	二五九一八九	六六〇、二八三
資本増加	一〇一	三〇七	五〇六一七三	一、三〇六、五六一
會社設立	四四	一六六	一八八、五六〇	六七一、七二五
會社合併	二八	六〇	四二九、七〇四	七九七、九〇一
社債募集	二	二	二、四〇〇	二、四〇〇
目的變更	七五	一四六	一	一
合計	六二二	二、三三四	一	一

七

同認可又ハ許可セル件數並ニ金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和三十二年 自四月 至六月	自三十二年 九月廿七日 至三十二年 六月三十日	昭和三十二年 自四月 至六月	自三十二年 九月廿七日 至三十二年 六月三十日
自己資金等ニ依ル 事業設備(第二項 第一號關係)	一四四	九八九	一五二、六六三	一、二〇三、八二〇
株金拂込催告	二二一	六三五	二五八、三二四	六五九、三六八
資本増加	九六	二九七	五〇一、五四〇	一、二九九、六〇六
會社設立	四二	一六二	一八五、五六〇	六五二、七二五
會社合併	二七	五七	四二四、七〇四	七八八、七〇一
社債募集	二	二	二、四〇〇	二、四〇〇
目的變更	七五	一四六	一	一
合計	六〇七	二、二八八	一	一

八

() 不認可又ハ不許可トセル件數並ニ金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和十三年 自四月 至六月	自十二年九月廿七日 至十三年六月三十日	昭和十三年 自四月 至六月	自十二年九月廿七日 至十三年六月三十日
自己資金等ニ依ル 事業設備(第二項 第二號關係)	三	二	一、四、五、〇〇〇	二、四、二、〇〇
株金拂込催告	四	五	八、六、五	九、一、五
資本増加	五	一〇	四、九、五	六、九、五
會社設立	二	四	四、〇〇〇	一、九、〇〇
會社合併	一	三	五、〇〇〇	九、二、〇〇
合計	一五	四六	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇

備考 右()ノ外申請書ヲ取下ゲタルモノ、當初提出申請ノ計畫ヲ
縮少セシメタルモノ左ノ如シ

事項別	件數		金額	
	昭和十三年 自四月 至六月	自十二年九月廿七日 至十三年六月三十日	昭和十三年 自四月 至六月	自十二年九月廿七日 至十三年六月三十日
計畫ヲ縮少セシメ タルモノ	三九	一一一	一、二、三、八、七	二、〇、八、五、七
申請書取下又ハ計 畫ヲ取止メタルモ ノ	一四	三八	七、三、一、九	一、〇、五、〇、九
合計	五三	一四九	一、九、四、七、〇	三、一、三、六、六

五 臨時資金調整法第四條及第八條ニ依リ認、許可アリタル金額中
 設備資金ニ充當セラルルモノノ業態別並ニ事業標準別
 (イ) 昭和十三年自四月至六月

業態別	甲類		乙類		丙類	合計	百分比
	イ	ロ	イ	ロ			
鑛業	56,242	0	5,433	0	0	61,675	100.0
工業	15,375	0	15,546	0	0	30,921	100.0
農林業	0	0	0	0	0	0	0.0
水産業	0	0	0	0	0	0	0.0
交通業	0	0	0	0	0	0	0.0
商業	0	0	0	0	0	0	0.0
雑業	0	0	0	0	0	0	0.0
其他事業及施設	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	71,617	0	20,979	0	0	92,596	100.0

(單位 千圓)

(ウ) 昭和十二年九月二十七日
 至昭和十三年六月三十日

(單位 千圓)

業態別	甲類		乙類		丙類	合計	百分比
	イ	ロ	イ	ロ			
鑛業	12,000	9,970	0	0	0	21,970	100.0
工業	19,500	11,270	0	0	0	30,770	100.0
農林業	0	0	0	0	0	0	0.0
水産業	0	0	0	0	0	0	0.0
交通業	0	0	0	0	0	0	0.0
商業	0	0	0	0	0	0	0.0
雑業	0	0	0	0	0	0	0.0
其他事業及施設	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	31,500	21,240	0	0	0	52,740	100.0

1

(備考)
 本表許可金額累計一七二一八一八千圓ハ第四條及第八條ニ基キ
 許可セラレタル事業設備資金ノミヲ採リ舊債返還又ハ還轉資金
 等ヲ含マズ尙右ノ事業設備資金中既ニ許可アリタル部分ノミヲト
 リタルモノニシテ計畫ノ全部ヲトレハ其所要資金ハ總額三五七
 三二〇四千圓トナリ其差額ハ今後更ニ増資拂込等ノ許可ヲ得或
 ハ金融機關等ヨリ借入ヲナシ調達セララルモノナリ。

一三

六臨時資金審査委員會審査狀況

- (一) 會議
 (1) 昭和十三年自四月至六月 十三回
 (2) 自昭和十二年九月二十七日至昭和十三年六月三十日 五十四回
 (二) 審査委員會付議決定件數
 (1) 臨時資金調整法第四條ニ依ル申請事項
 (2) 認可又ハ許可ノ件數及金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和十三年自四月至六月	自十二年九月二十七日至十三年六月三十日	昭和十三年自四月至六月	自十二年九月二十七日至十三年六月三十日
自己資金等ニ依ル事業設備(第二項第一號關係)	四六	四七四	八六、六九六	八七〇、六一〇
株金拂込催告	七三	二二一	一七〇、九〇五	四二九、四四一
資本増加	四八	一五一	四二六、六〇〇	一、〇九二、〇一一

一四

會社設立	二	六七	一五八〇六〇	五〇四七八〇
會社合併	二	四四	四一四一八五	七五八一七五
社會債募集	一	一	四〇〇	四〇〇
社會債變更	一	八	一	一
合計	二一四	九六六		

(四) 不許可又ハ不許可ノ件數及金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和三十二年 自四月自廿七日 至六月至三十日	昭和三十二年 自四月自廿七日 至六月至三十日	昭和三十二年 自四月自廿七日 至六月至三十日	昭和三十二年 自四月自廿七日 至六月至三十日
自己資金等ニ依ル事業設備(第二項第二號關係)	三	二四	一四五四	二四二〇〇

一五

株式拂込催告	四	一五	八六五	九一五
資本増加	五	〇	四六三三	六九五五
會社設立	二	四	三〇〇〇	一九〇〇〇
會社合併	一	三	五〇〇〇	九二〇〇
合計	一五	四六	一四五四	二四二〇〇

外ニ

臨時資金調整法第二條ニ依ル申請事項(有價證券募集ノ取扱)ノ件數及金額左ノ如ク
 (イ) 許可 一件 八〇〇 千圓
 (ロ) 不許可 一件 一〇〇〇

一六

(イ) 自治調整ヲ行フモノヨリノ協議事項
 (ロ) 同意セラルモノノ件数及金額
 (単位千圓)

申請事項別	件数		金額	
	昭和十三年自四月至六月	自十三年九月廿七日	昭和十三年自四月至六月	自十三年九月廿七日
銀行	一四	九六	九〇六八	三一九三〇二
信託會社	三	五	三五〇〇	五一五五〇
信託會社	二	七	四〇七〇	一九〇四〇
保險會社	二	八	五八〇	六六三四
證券引受業者	〇	一	〇	八〇〇
合計	二一	一一七	四八七一八	三九七三二七

證券引受業者 一件
 (ロ) 同意セザリシモノノ件数及金額
 一、〇〇〇千圓

七金融機關ノ貸付ハ調整法第四條及第八條ニ依ル申請ノ認、許可及他官廳ヨリノ協議ニ同意セル事業設備資金額

(イ) 昭和十三年自四月至六月 (單位千圓)

業態別	金融機關ノ貸付ケタルモノ		調整法第四條及第八條ニ依リ認許ケタルモノ		他官廳ヨリノ協議ニ同意セルモノ		合計	百分比
	昭和十三年自四月至六月	自十三年九月廿七日	昭和十三年自四月至六月	自十三年九月廿七日	昭和十三年自四月至六月	自十三年九月廿七日		
鑛業	四八一四四	五七四九二	二、一六六	一〇六八〇二	一四・三			
工業	一六、六一八	二八三、五五四	二、三一六	四六六、四八八	六二・五			
農林業	二八六	四五〇	〇	七三六	一・一			
水産業	五九三五	四四九一	〇	一〇、四二六	一・四			
交通業	三一、六七一	二八、九九八	四、一八二	六四、八五一	八・七			
商業	三三、五七九	八二、二二六	二、二八九	四四、〇九四	五・九			
雜業	一〇、一五七	三、六一三	〇	一、三七七〇	一・八			
其他ノ事業及施設	三九、一一四	三六〇	〇	三、九四七四	五・三			
合計	三三〇、五〇六	三八七、一八四	二、八九五三	七四六、六四三	一〇〇・〇			
百分比	四四・三	五一・八	三・九	一〇〇・〇	一〇〇・〇			

(日) 自十三年九月二十七日
至十三年六月三十日

(單位千圓)

業態別	金融機關ノ貸付タルモノ	調整法第四條及第八條ニ依リ認許シタルモノ	他官廳ヨリノ協議ニ同意セタルモノ	合計	百分比
鑛業	一二〇、二九六	一八三、四一一	一、三二六	三〇五、〇三三	一一・四
工業	四六七、四二〇	一、二七八、五三〇	八五八、五六	一、七三一、八〇六	六四・七
農林業	四三五	四五〇	〇	八八五	一
水産業	一六九五五	一三一、五一	〇	三〇一、〇六	一・一
交通業	一一七、六六九	二五六、三九九	八三一、八	三八二、三八六	一四・三
商業	五〇、一六四	六四、九二三	一二、八五九	一二七、九四六	四・八
雜業	一五〇、四六	二四、五〇七	〇	三九五、五三	一・五
其他ノ事業	五九九、三六	八一〇	〇	六〇七、四六	二・二
及施設					
合計	八四七、九二三	一、七二二、一八一	一〇八、三五九	二、六七八、四六三	一〇〇・〇

一九

八貯蓄債券賣出狀況

(臨時資金調整法第十三條關係ノモノ)

同別	賣出期間	券面價額 千圓	賣出價額 千圓
第一回	自昭和十二年十二月十六日 至昭和十二年十二月廿二日	一五〇〇〇	一〇〇〇〇
第二回	自昭和十二年十二月廿二日 至昭和十三年六月十日	一五〇〇〇	一〇〇〇〇
第三回	自昭和十三年六月十日 至昭和十三年六月廿五日	一五〇〇〇	一〇〇〇〇
第四回		六〇〇〇〇	四〇〇〇〇
計		六〇〇〇〇	四〇〇〇〇

二〇

丸社債及外國債發行状況
 (自昭和十三年一月一日
 至昭和十三年七月二十五日)

種類	發行決定額	内發行済額
官社債	三三五五〇〇千圓	二九五五〇〇千圓
銀行債	一四一、五〇〇	一一一、五〇〇
滿洲國債	三〇〇〇〇	五〇〇〇〇
計	五二七〇〇〇	四五七〇〇〇

備考

預金部、簡易保険局及金資金特別會計ニ於テ引受ケタルモ
 ノ並ニ貯蓄債券ハ之ヲ含マズ

臨時資金調整委員會職員名簿

昭和十三年八月三日現在

會長

內閣總理大臣 公近衛文麿

四 (35) 三五三

副會長

大藏大臣兼 池田成彬

赤 (48) 二五五

委員

企畫院次長 青木一男

四 (35) 六〇三八

對滿事務局次長 原 邦道

四 (35) 一五二七

內務次官 館 哲二

大 (49) 五五八

大藏政務次官 太田正孝

高 (44) 五五六〇

大藏次官 石渡莊太郎

大 (86) 九〇三

大藏參與官 中村三之丞

赤 (48) 三二一三

陸軍次官 東條英機

銀 (57) 二五五六

海軍次官 山本五十六

赤 (48) 一一九〇

農林次官 井野碩哉

青 (36) 二二二六

商工政務次官 木暮武太夫

中 (38) 五二一四

商工次官 村瀬直養

(62) 一一二五

商工參與官 佐藤謙之輔

茅 (60) 一九九七

遞信次官 小野 猛

小 (85) 一一一〇

鐵道次官 喜安健次郎

大 (06) 三〇三三

拓務次官 萩原彦三

牛 (34) 五七三三

貴族院議員 公島津忠重

高 (44) 七六七六

同 伯兒玉秀雄

牛 (34) 二五五

貴族院議員 橋本圭三郎

四 (35) 一一一〇

同 有吉忠一

四 (35) 一一三〇

貴族院議員 子八條隆正

青 (36) 五三三

同 男矢吹省三

青 (36) 五三三

衆議院議員

大口喜六 小石川、小日向臺、二ノ一六
川崎克 品川、下大崎、一ノ九四
青木精一 淀橋、柏木、五ノ一〇三八
中島彌園次 本郷、向ヶ回廊生、三
前田房之助 赤坂、新、三ノ三九
田邊七六 目黒、上目黒、一ノ一九
小笠原三九郎 豊島、池袋、三ノ一五五七
河上丈太郎 芝、新橋、五ノ一八
土方成美 麩町、三番、六ノ一七
大河内正敏 下谷、谷中清水、一
津田信吾 兵庫、武庫、精道村芦屋平田、四二〇、八
石黒忠篤 牛込、揚場、一七
津島壽一 四町、下二番、六二
平生飢三郎 小石川、小日向臺、二ノ一八

正三位勳三等

正三位勳三等 子 下 (33) 四三七

從四位勳三等

從四位勳三等 芝 (43) 二八三六

同

同 大 (36) 四一五八

同

同 青 (33) 六〇四〇

同

同 赤 (48) 六八〇

同

同 小 (35) 五五〇〇

同

同 四 (35) 六三〇

同

同 高 (44) 五五八〇

勳三等

勳三等 赤 (48) 三九四〇

門野重九郎 赤坂、新坂、五一

實市松 麩町、代々木御堂、四六七

中根貞彦 赤坂、青山南、六ノ一〇三

森 龜 麩町、起尾井、六

森 廣藏 芝、高輪南、四七

堀内謙介 目黒、下目黒、四ノ八五一

竹内可吉 芝、三田功運三九

廣瀬久忠 渋谷、綠園、一六

成瀬 達 麩町、三番、九ノ六

戸澤芳樹 麻布、森元、一ノ二七

金原賢之助 世田谷、玉川與澤、二ノ五三一

高橋龜吉 赤坂、青山南、五ノ三七

佐藤朝生 山手、千光前、二四

臨時委員

外務次官

堀内謙介 目黒、下目黒、四ノ八五一

臨時物資調整局長

竹内可吉 芝、三田功運三九

厚生次官

廣瀬久忠 渋谷、綠園、一六

從四位勳三等

成瀬 達 麩町、三番、九ノ六

戸澤芳樹 麻布、森元、一ノ二七

金原賢之助 世田谷、玉川與澤、二ノ五三一

高橋龜吉 赤坂、青山南、五ノ三七

佐藤朝生 山手、千光前、二四

幹事

内閣書記官

佐藤朝生 山手、千光前、二四

企畫院部長	植村 甲午郎	滋谷、千代ヶ谷、三ノ四、六	行 (36)	三六一三
同	原口 武夫	牛込、納戸、二五	牛 (34)	一八九〇
外務省通商局長	松嶋 鹿夫	品川、五反田、六ノ一九一	大崎 (49)	一六〇九
内務省地方局長	坂 千秋	牛込、藥王寺、四五	牛 (34)	三二〇八
大藏省理財局長	大野 龍太	麹町、九段、四ノ三ノ三	九 (33)	一四三三
大藏省銀行局長	入間野 武雄	本郷、駒込、一一	大 (86)	五二五二
銀行検査官	入江 昂	本郷、駒込西片、一〇、(一)ノ一八號	小 (85)	三三〇二
預金部資金局長	廣瀬 豊作	滋谷、神山、一一四	青 (36)	四三〇三
陸軍少將	上月 良夫			
海軍少將	井上 成美	滋谷、船ヶ谷本町、一ノ四、五	四 (35)	二六二三
農林省經濟更生部長	小平 權一	淀橋、下喜合、三ノ一、二、七、九	大 (86)	三三〇一
商工省商務局長	新倉 利廣	瀧野川、西ヶ原、六四	駒 (82)	一八三
商工省工務局長	東 榮二	品川、五反田、六ノ一九一	大 (46)	一五三
商工省鑛山局長	小金 義照	滋谷、原、九	高 (44)	五七〇六
林務局長	立花 俊一	滋谷、杉、二一	青 (36)	三〇七
逓信省經理局長	手島 榮	芝、芝公園十三號ノ四	芝 (43)	一一三
鐵道監察官	坂口 忠次	牛込、佐内、二九	牛 (34)	三七四三
拓務省殖産局長	植場 鐵三	豊島、長崎東、二ノ七〇七	大 (83)	二四九〇
厚生省職業部長	熊谷 愨一	杉並、井荻、一ノ八三	狭 (55)	二五
内閣屬	中江 直二	内閣官房總務課	丸 (23)	二八〇〇
大藏屬	田邊 是	大藏省理財局金融課	丸 (23)	五六五三
銀行検査官補	中川 國雄	大藏省銀行局調査課	丸 (23)	(省内八一)
大藏技手	小川 知可良	大藏省理財局金融課	丸 (23)	(省内二二三)
商工技手	本吉 正敏	商工省工務局工政課	銀 (27)	(省内八一)

書記

大藏省理財局編纂

臨時資金調整法令

(附 事業資金調整標準)

臨時資金調整委員會

E-0124

目次

○臨時資金調整法(昭和十二年九月十日)	一頁
○臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件(昭和十二年九月十四日)	五
○同上(勅令第五百二十五號)	七
○臨時資金調整法施行令(昭和十二年九月二十五日)	九
○臨時資金調整法施行細則(昭和十二年九月二十五日)	三三
○自治的資金調整標準(昭和十二年九月)	三三
○臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準(昭和十二年九月)	三五
第一、鑛業	二五
第二、工業	二九
第三、農林業	六五
第四、水産業	六七
第五、交通業	六九
第六、商業	七一
第七、雜業	七三
第八、其ノ他ノ事業及施設	七七

E-0124



●臨時資金調整法

(昭和十二年九月十日)
法律第八十六號

- 第一條 本法ハ支那事變ニ關聯シ物資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲國內資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス
- 第二條 銀行、信託會社、保險會社、產業組合、中央金庫、商工組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會(以下金融機關ト總稱シ)ノ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者(以下之ヲ證券引受業者ト稱シ)有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同シ
- 第三條 金融機關又ハ證券引受業者前條ノ貸付又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ニ關シ本法ノ目的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ調整ヲ爲スモノナルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得
- 第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同シ
- 第五條 命令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受クベシ
 - 一 第二次以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルトキ
 - 二 株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスルトキ
 - 三 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ社債ヲ募集セントスルトキ
- 第六條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條又ハ前條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ヘシム
- 第七條 前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス
- 第八條 第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ従事スル日本銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

臨時資金調整法

臨時資金調整法

第六條 日本興業銀行ハ五億圓ヲ限リ日本興業銀行法第十二條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ債券ヲ發行スルコトヲ得

日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲メ債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

日本興業銀行法第十六條ノ規定ニ依リ適用セズ前項ノ制限ニ依リ額面金額五億圓ヲ限リ其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂

ヲ保證スルコトヲ得

第七條 金資金ハ金資金特別會計法第四條ノ規定ニ依ル外之ヲ興業債券ニ運用スルコトヲ得

第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ共

ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ

費用ニ充ツル爲メ商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ債券ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ

二倍ヲ超ユルコトヲ得

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ擔保附社債信託法ニ依ル物上擔保ヲ附スルコトヲ要ス

第十條 政府ハ第八條ノ規定ニ依リ資本ヲ増加シタル會社又ハ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ募集シタル會社ニ對シ其ノ業務及

會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 資金使用ノ調整ニ關シ重要ナル事項ヲ調査審議スル爲メ臨時資金調整委員會ヲ置ク臨時資金調整委員會ニ關スル

規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第二條 第四條 第八條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ニ關スル處分ニシテ重要ナル事項ニ關シ

ニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

臨時資金審査委員會ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 政府ハ日本興業銀行ヲシテ收入金二億圓ニ達スル迄貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得

貯蓄債券ハ無記名トシ券面金額ヲ二十圓以下トス

第十四條 貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ三十五年內ニ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スベシ

貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ賣出價格ノ百五十倍以内ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣ノヲ定ム

前項ノ割増金ハ主務大臣ノ定ムル價格ニ依リ國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得

第十五條 復興貯蓄債券法第三條 第五條 第六條 第七條第一項及第八條並ニ日本興業銀行法第三十五條ノ二 第三十

五條ノ三 第四十條及第四十二條ノ規定ハ貯蓄債券ニ之ヲ準用ス

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲メ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ關シ關

係者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

一 資金ノ需給及移動ニ關スル事項

二 有價證券ニ關スル事項

三 國際收支ニ關スル事項

四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第一條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募 引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル者

二 第四條第二項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株金拂込ノ催告 設備ノ新設 擴張若ハ改良又ハ社債ノ募集ヲ爲シ

タル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ 虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ檢査ヲ拒ミ 妨ガ若ハ忌避シタル者

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スベキ許可又ハ認可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シ

タル者

第十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ代理人ニ使用人其ノ他ハ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前二條ノ違反

ノ行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スル外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前二條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十條 當該官吏 委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關シ

通知得タル法人又ハ人ノ業務上ハ秘密ヲ洩洩シ又ハ竊用シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

臨時資金調整法

三

臨時資金調整法

第二十一條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ハ第十四條及第十五條ヲ除キ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス

四

●臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

(昭和十二年九月十四日
勅令第四百九十二號)

臨時資金調整法第十一條ノ規定ハ昭和十二年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

五

臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

七

臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件
(昭和十二年九月二十五日)
(勅令第五百二十六號)

●臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

臨時資金調整法中未ダ施行セザル規定ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

七

E-0124



●臨時資金調整法施行令

(昭和十二年九月二十五日)
勅令第五百二十七號

- 第一條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントストキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ貸付總額十萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ亘ル資金ノ貸付ヲ爲サントストキ亦同シ
- 第二條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關又ハ證券引受業者額面總額十萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同シ)ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントストキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
- 第三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セス
- 一 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ借入ルル資金ノ貸付ヲ爲ストキ
 - 二 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ發行スル有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ
 - 三 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ
- 行政官廳前項ノ認可又ハ許可ヲ爲サントストキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前二條ノ主務大臣ニ協議スベシ
- 第四條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ハ資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同シ)五十萬圓以上ノ會社トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 一 特別ノ法令ニ依リ設立セラルル會社
 - 二 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受クベキ會社
 - 三 目的トスル事業ノ全部ニ付行政官廳ノ許可又ハ免許ヲ受クベキ會社
- 行政官廳前項第二號又ハ第三號ニ掲グル會社ニ付認可、許可又ハ免許ヲ爲サントストキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

臨時資金調整法施行令

臨時資金調整法施行令

10

第五條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ハ左ニ掲グルモノトス但シ行政官廳ノ認可ヲ要セザルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 資本金五十萬圓以上ノ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更

二 資本増加又ハ合併ニ因リ資本金五十萬圓以上ノ會社ト爲ルベキ場合ニ於ケル資本増加又ハ合併

行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントストキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

第六條 臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケル會社ハ相互會社以外ノ會社ニシテ資本金五十萬圓以上ノモノ及相互會社トス但シ同項ニ掲グル事項ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事項ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントストキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ要スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ヘシムルニ付必要ナル事項

第七條 臨時資金調整法第二條又ハ第四條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ヘシムルニ付必要ナル事項

第八條 臨時資金調整法第六條ノ規定ニ依リ保證ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ大藏大臣ノ之ヲ定ム

第九條 左ニ掲グル事業ヲ營ム會社ハ大藏大臣及商工大臣ノ認可ヲ受ケ臨時資金調整法第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ株金全額拂込前ト雖モ資本ヲ増加シ又ハ商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超テ其社債ヲ募集スルコトヲ得

一 航空機製造事業

二 金屬工機製造事業

三 兵器及兵器部分品製造事業

四 鋼船製造事業

五 製鐵事業

六 産金事業

七 石炭鑛業

八 石油鑛業、石油精製業及石油輸入業

第十條 臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯スベシ

第十一條 第一條及第二條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行及信託會社ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第四條第一項、第五條第一項及第六條第一項ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トス

大藏大臣銀行又ハ信託會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントストキハ商工大臣ニ、商工大臣保險會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントストキハ大藏大臣ニ協議スベシ

附則

本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法施行令

11

●臨時資金調整法施行細則

(昭和十二年九月二十五日)
大藏、農林、商工省令

- 第一條、臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ規定ヲ適用セザル金融機關又ハ證券引受業者ハ主務大臣之ヲ定
主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ事項ヲ指定シ臨時資金調整法第二條ノ許
可ヲ受クベキコトヲ命ズルコトアルベシ
- 第二條、金融機關臨時資金調整法施行令第一條ノ規定ニ依リ貸付ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ
タル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 申請書ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
 - 三 貸付ノ種類、時期及金額(數口ニ互ルトキハ貸付總額並ニ各口ノ貸付ノ種類、時期及金額)
 - 四 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
 - 五 借主ガ貸付金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 借主ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 二 借主ガ会社ナルトキハ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 第三條、金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ應募ニ付許可ヲ受ケントスルト
キハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 申請書ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 三 應募スル有價證券ノ種類、數量及價額

臨時資金調整法施行細則

- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 - 一 有價証券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 二 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書
- 第四條ニ金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第三條ノ規定ニ依リ有價証券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ付許可ヲ受ケントストキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
 - 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 有價証券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 三 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價証券ノ種類、數量及價額
 - 四 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件
 - 五 有價証券ノ發行ノ時期、總額及條件
 - 六 有價証券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ用途
 - 七 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 - 一 有價証券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 二 有價証券發行者ノ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 三 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書
- 第五條 臨時資金調整法施行令第四條ノ會社ノ設立ニ付認可ヲ受ケントストキハ發起人又ハ社員タルベキ者ハ定款ヲ作成シタル後左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
 - 一 申請者ノ住所及氏名
 - 二 會社ノ住所、商號又ハ名稱及資本金額
 - 三 會社ノ目的タル事業ノ大要
 - 四 會社ノ設立ヲ必要トスル事由

- 五 會社ノ事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 六 第二回ノ拂込ノ時期及金額
- 前項ノ認可申請書ニハ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目録見書ヲ添付スベシ
 - 一 會社ノ創立總會ニ於テ前項ノ定款ヲ變更シタルトキ又ハ創立總會ノ最終分前項ノ定款作成ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ハ發起人ハ創立總會ノ最終分前項ノ定款ヲ變更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ
 - 二 日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
 - 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 會社ノ現在ノ資本金額
 - 三 前項ノ認可申請書ニ於テ前項ノ定款ヲ變更シタルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
 - 四 資本増加ノ方法
 - 五 資本増加ノ必要トスル事由
 - 六 資本増加ニ依リ調達スル資金ノ用途
 - 七 資本ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
 - 八 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 - 一 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議書
 - 二 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 三 資本増加ニ關スル事項ノ報告ヲ爲スベキ株主總會ノ最終分資本増加ノ決議書
 - 四 會社ノ其ノ株主總會ノ最終分前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ
 - 五 第七條合臨時資金調整法施行令第五條ノ合併ノ付認可ヲ受ケントストキハ連名ニテ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

E-0124

株金の拂込金、社債ノ募集金又ハ金融機關ヨリノ借入金ニシテ其ノ拂込ノ備考、募集又ハ借入ガ臨時資金調整法第四條ノ規定ニ依リ施行後ニ屬セザルモノナル場合ハ當該資金ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付テハ前二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトシテ之ヲ添付スベシ。

第十一條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社社債ノ募集ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ。

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額

三 前項ノ發行ノ時期、總額及條件

四 社債ノ募集ヲ必要トスル事由

五 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

六 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 會社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議書又ハ之ニ準ズベキモノノ原本

二 社債申込書及募集趣意書

三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書

第五條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社株金金額拂込前ノ資本増加ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額

三 前項ノ資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額

四 資本増加ノ方法

第五條 株金金額拂込前ノ資本増加ヲ必要トスル事由

一 會社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議書又ハ之ニ準ズベキモノノ原本

二 社債申込書及募集趣意書

三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書

第五條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社株金金額拂込前ノ資本増加ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額

三 前項ノ資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額

四 資本増加ノ方法

第五條 株金金額拂込前ノ資本増加ヲ必要トスル事由

一 會社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議書又ハ之ニ準ズベキモノノ原本

二 社債申込書及募集趣意書

三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書

第五條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社株金金額拂込前ノ資本増加ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額

三 前項ノ資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額

四 資本増加ノ方法

第五條 株金金額拂込前ノ資本増加ヲ必要トスル事由

一 會社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議書又ハ之ニ準ズベキモノノ原本

二 社債申込書及募集趣意書

三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書

第五條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社株金金額拂込前ノ資本増加ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額

三 前項ノ資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額

四 資本増加ノ方法

第五條 株金金額拂込前ノ資本増加ヲ必要トスル事由

一 會社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議書又ハ之ニ準ズベキモノノ原本

二 社債申込書及募集趣意書

三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書

第五條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社株金金額拂込前ノ資本増加ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額

三 前項ノ資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額

四 資本増加ノ方法

第五條 株金金額拂込前ノ資本増加ヲ必要トスル事由

一 會社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議書又ハ之ニ準ズベキモノノ原本

二 社債申込書及募集趣意書

三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書

臨時資金調整法施行細則

三〇

- 三 會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本ヲテハ、
- 三二前ニ社債ヲ募集シタルトキハ、其ノ償還ヲ了セザル總額ニ關スル登記簿ノ抄本
- 四 信託證書ノ
- 五 社債ニ付スル擔保物件ノ目録ニテハ、
- 六 前號ノ擔保物件ノ償還價格ヲ最終ノ財産目録ノ科目別ニ記載シタル書類
- 七 決定款位ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書對シテ、
- 八 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書
- 第十四條ノ金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノニニ該當スル場合ニ於テハ、其人ノ都度報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ。
 - 一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル一十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
 - 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル貸付總額十萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
 - 三 額面總額十萬圓以上ノ有價證券ノ國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社株式ヲ除ク以下同
 - 四 額面總額十萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ
 - 五 額面總額十萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル場合ニ於テハ一月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ。但シ前條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 - 六 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル一十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
 - 七 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル貸付總額三萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
 - 八 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ

- 一 資金ノ貸付ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
 - ロ 借主ノ事業ノ種類
 - ハ 貸付ノ年月日
 - ニ 貸付ノ種類及金額
 - ホ 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
 - ヘ 貸付金ノ使途
- 二 有價證券ノ募集ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
 - ハ 應募期間ノ年月日
 - ニ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ種類、數量及價額
 - ホ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ拂込ノ時期
 - ヘ 有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
 - ハ 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ
 - ニ 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ

臨時資金調整法施行細則

三三

部	門	業	別	細目別	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	備考		
二	工	業	別	(六) 撚絲業								
				(七) 織物業								
				(八) 絹織物業								
				(九) 人造絹織物業								
				(一〇) 人造纖維織物業								
				(一) 亞麻織物								
				(二) 亞麻織物								
				(三) 亞麻織物								
				(四) 亞麻織物								
				(五) 亞麻織物								

部	門	業	別	細目別	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	備考
二	工	業	別	(一) 鐵業						
				(二) 鋼業						
				(三) 鋳造業						
				(四) 鍛冶業						
				(五) 鑄造業						
				(六) 鍛冶業						
				(七) 鑄造業						
				(八) 鍛冶業						
				(九) 鑄造業						
				(一〇) 鍛冶業						
				(一一) 鑄造業						
				(一二) 鍛冶業						
				(一三) 鑄造業						
				(一四) 鍛冶業						
				(一五) 鑄造業						
				(一六) 鍛冶業						
				(一七) 鑄造業						
				(一八) 鍛冶業						
				(一九) 鑄造業						
				(二〇) 鍛冶業						
				(二一) 鑄造業						
				(二二) 鍛冶業						
				(二三) 鑄造業						
				(二四) 鍛冶業						
				(二五) 鑄造業						
				(二六) 鍛冶業						
				(二七) 鑄造業						
				(二八) 鍛冶業						
				(二九) 鑄造業						
				(三〇) 鍛冶業						
				(三一) 鑄造業						
				(三二) 鍛冶業						
				(三三) 鑄造業						
				(三四) 鍛冶業						
				(三五) 鑄造業						
				(三六) 鍛冶業						
				(三七) 鑄造業						
				(三八) 鍛冶業						
				(三九) 鑄造業						
				(四〇) 鍛冶業						
				(四一) 鑄造業						
				(四二) 鍛冶業						
				(四三) 鑄造業						
				(四四) 鍛冶業						
				(四五) 鑄造業						
				(四六) 鍛冶業						
				(四七) 鑄造業						
				(四八) 鍛冶業						
				(四九) 鑄造業						
				(五〇) 鍛冶業						
				(五一) 鑄造業						
				(五二) 鍛冶業						
				(五三) 鑄造業						
				(五四) 鍛冶業						
				(五五) 鑄造業						
				(五六) 鍛冶業						
				(五七) 鑄造業						
				(五八) 鍛冶業						
				(五九) 鑄造業						
				(六〇) 鍛冶業						
				(六一) 鑄造業						
				(六二) 鍛冶業						
				(六三) 鑄造業						
				(六四) 鍛冶業						
				(六五) 鑄造業						
				(六六) 鍛冶業						
				(六七) 鑄造業						
				(六八) 鍛冶業						
				(六九) 鑄造業						
				(七〇) 鍛冶業						
				(七一) 鑄造業						
				(七二) 鍛冶業						
				(七三) 鑄造業						
				(七四) 鍛冶業						
				(七五) 鑄造業						
				(七六) 鍛冶業						
				(七七) 鑄造業						
				(七八) 鍛冶業						
				(七九) 鑄造業						
				(八〇) 鍛冶業						
				(八一) 鑄造業						
				(八二) 鍛冶業						
				(八三) 鑄造業						
				(八四) 鍛冶業						
				(八五) 鑄造業						
				(八六) 鍛冶業						
				(八七) 鑄造業						
				(八八) 鍛冶業						
				(八九) 鑄造業						
				(九〇) 鍛冶業						
				(九一) 鑄造業						
				(九二) 鍛冶業						
				(九三) 鑄造業						
				(九四) 鍛冶業						
				(九五) 鑄造業						
				(九六) 鍛冶業						
				(九七) 鑄造業						
				(九八) 鍛冶業						
				(九九) 鑄造業						
				(一〇〇) 鍛冶業						

部	門	業	別	細目	甲	乙	丙	備考
				モノヲ含ム但シ鍛鋼品、鑄鋼品及特殊鋼ノ製造ヲ除ク				
				(4) 壓延ノミヲ行フモノ(特殊鋼ヲ除ク)				
				(5) 砂鐵、貧鐵其ノ他特殊ノ鐵鑛ヲ利用ヲ目的トスルモノ				
				(6) フェロアロイ				
				(7) 低磷鉄鐵				
				(8) 鍛鋼品				
				(9) 鑄鋼品				
				(10) 特殊鋼				

部	門	業	別	細目	甲	乙	丙	備考
				(11) 繼目無鋼管				
				(1) 金				
				(2) 白金				
				(3) 銀				
				(4) 銅				
				(5) 鉛				
				(6) 錫				
				(7) アンチモン				
				(8) 水銀				
				(9) 亜鉛				
				(10) タングステン				
				(11) ニッケル				
				(12) コバルト				

部	門	業	別	細目別	甲	乙	丙	備考
		(四) 鑄物業		(9) 輕合金				
		(正) 鑄物用代々金類		(10) 減摩合金				
		鑄品製造業		(11) 錫				
				(12) 其ノ他				
				(1) 銑鐵鑄物				
				(イ) 鑄鐵管				
				(ロ) 機械用ノモノ				
				(ハ) 其ノ他				
				(ニ) 可鍛鐵鑄物				
				(3) 非鐵金屬鑄物				
				(イ) 機械用ノモノ				
				(ロ) 其ノ他				

部	門	業	別	細目別	甲	乙	丙	備考
		(三) 非鐵金屬材料品		(13) アルミニウム				
		製造業		(14) マグネシウム				
				(15) 其ノ他				
				(1) 銅				
				(2) 鉛				
				(3) 亜鉛				
				(4) ニッケル				
				(5) アルミニウム				
				(6) 黄銅				
				(7) 青銅(燐青銅ヲ含ム)				
				(8) 白銅				

部	業	別	細目別	甲	乙	丙	備考
	(五) 鑄物以外ノ金屬	製品製造業	(1) ボール、ナット、 及ワッシャー (2) リベット (イ) 鐵製ノモノ (ロ) 其ノ他 (3) 釘類 (イ) 鐵丸釘 (ロ) 踏釘 (ハ) 其ノ他 (4) 金屬線 (5) パネ (6) 金網 (7) 鍍銀鎖				

部	業	別	細目別	甲	乙	丙	備考
			(8) 鋼索 (9) 鐵塔、橋梁ノ建設 材料 (10) ドラム罐 (11) 罐詰用罐 (12) 建築用及家具用金 物 (13) 針類 (イ) 針 (ロ) メリヤス針 (ハ) 其ノ他 (14) 鈕釦 (15) 鋼製ペン先				

E-0124

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

部	業	別	細目	甲	乙	丙	備考
三	機械器具工業	(一) 蒸気罐製造業	(1) 蒸気タービン				
			(2) 内燃機関				
			(イ) ガス機関				
			(甲) 木炭ガス機関				
(二) 自動車用ガス発生装置製造業	(1) ガソリン機関						
	(2) 其ノ他						
	(イ) 其ノ他						
	(1) (イ) ガソリン機関						
(三) 原動機製造業	(1) 石油機関						
	(二) 重油機関						
	(4) 水車						
	(1) 発電機、電動機、変圧器、変流器、器具						
(四) 電気機械器具製造業	(1) 発電機、電動機、変圧器、変流器、器具						
	(2) 電池						
	(3) 蓄電池						
	(4) 電線、電柱、電線管、電線架、電線金具						

三九

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

部	業	別	細目	甲	乙	丙	備考
三	機械器具工業	(六) 鍍金製品製造業	(1) 鍍金板				
			(2) 其ノ他				
			(1) プリキ板				
			(2) 其ノ他				
			(1) 蒸気機関				
			(2) 其ノ他				
(二) 自動車用ガス発生装置製造業	(1) ガソリン機関						
	(2) 其ノ他						
	(イ) 其ノ他						
	(1) (イ) ガソリン機関						
	(2) 石油機関						
	(二) 重油機関						
(三) 原動機製造業	(1) 石油機関						
	(二) 重油機関						
	(4) 水車						
	(1) 発電機、電動機、変圧器、変流器、器具						
(四) 電気機械器具製造業	(1) 発電機、電動機、変圧器、変流器、器具						
	(2) 電池						
	(3) 蓄電池						
	(4) 電線、電柱、電線管、電線架、電線金具						

三八

E-0124

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準		臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準	
部	業	細目	備考
	(四) 器具製造業	(3) 家庭用電気器具 (4) 其ノ他	イ ロ ハ ニ
	(五) 絶縁電線及電纜製造業	(4) 木車	イ ロ ハ ニ
	(六) 無線及有線電信電話機械器具製造業	(1) 家庭用ラヂオ用具 (2) 其ノ他	イ ロ ハ ニ
	(七) 農林漁業用機械器具製造業	(1) 才炭ガス機 (2) 才炭ガス機 (3) 才炭ガス機	イ ロ ハ ニ
	(八) 土木建築用機械器具製造業	(1) 採鑛選鑛及製鍊機械器具製造業	イ ロ ハ ニ
	(九) 採鑛選鑛及製鍊機械器具製造業	(1) 針布 (2) 其ノ他 (1) 金屬工機械 (2) 工具及刀具類 (3) 製材及木工機械	イ ロ ハ ニ
	(十) 紡績機械器具製造業	(1) バルブ製造用機械器具 (2) 製紙用機械器具 (3) 高壓化學工業用機械器具	イ ロ ハ ニ
	(十一) 工作機械器具製造業	(4) 其ノ他	イ ロ ハ ニ
	(十二) 窯業用機械器具製造業		イ ロ ハ ニ
	(十三) 化學工業用機械器具製造業		イ ロ ハ ニ
	(十四) 装置製造業		イ ロ ハ ニ
	(十五) 其他		イ ロ ハ ニ

E-0124

部	門	業	別	細目	別	甲	乙	丙	備考
		(十四) 食品製造加工用機械器具製造業		(イ) 甲ノイニ屬スナルモノ (ロ) 其ノ他					
		(十五) 印刷及製本機械器具製造業		(イ) 印刷機 (ロ) 製本機					
		(十六) 起重機製造業		(イ) 起重機					
		(十七) エレベータ製造業		(イ) エレベータ					
		(十八) 氣體壓縮機製造業		(イ) 氣體壓縮機					

(十九) ポンプ、水壓機及送風機製造業									
(二十) 度量衡器製造業				(イ) 寒暖計(特殊品ヲ除ク)及體溫計 (ロ) 其ノ他					
(二十一) 計器製造業				(イ) 計器					
(二十二) 時計製造業				(イ) 時計					
(二十三) 試験檢定及學術用器械製造業				(イ) 試験檢定用器械 (ロ) 學術用器械					
(二十四) 醫療器械製造業				(イ) 醫療器械					
(二十五) 測量及製圖機械器具製造業				(イ) 測量機械 (ロ) 製圖機械					
(二十六) 事務用器械製造業				(イ) 金錢登錄機 (ロ) 其ノ他					

E-0124



部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	イ 乙	イ ハ	丙	備 考
	(二十七)金庫製造業 (二十八)シン製造業 (二十九)寫眞機、幻燈機 及活動寫眞機製 造業 (三十)照管用機械器具 製造業 (三十一)光學機械器具製 造業 (三十二)樂器類製造業 (三十三)蓄音器製造業	(1) 金庫製造業 (2) シン製造業 (3) 寫眞機、幻燈機 及活動寫眞機製 造業 (4) 航空用照明燈 (5) 探照燈 (6) 燈臺用照明燈 (7) 其ノ他					

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	イ 乙	イ ハ	丙	備 考
	(三十四)車輛(部分品及 附屬品ヲ含ム) 製造業 (三十五)鐵道及軌道用車輛 製造業 (三十六)汽車、自動車、 輕便鐵道車輛、 受渡鐵道車輛 (三十七)人力車、 人力車、 人力車、 (三十八)水運器具製造業 (三十九)水運器具製造業 (四十)水運器具製造業 (四十一)水運器具製造業 (四十二)水運器具製造業 (四十三)水運器具製造業 (四十四)水運器具製造業 (四十五)水運器具製造業 (四十六)水運器具製造業 (四十七)水運器具製造業 (四十八)水運器具製造業 (四十九)水運器具製造業 (五十)水運器具製造業	(1) 鐵道及軌道用車輛 (イ) 機關車 (ロ) ガソリン自動車 (ハ) 客車 (ニ) 貨車 (ホ) 電車 (2) 自動車 (3) 自動自動車 (4) 自轉車 (5) 其ノ他 (1) 鋼船 (2) 木船					

E-0124

部 門	業 別	細 目 別	甲	乙	丙	備 考
四、兵器及兵器部分品製造業	(三)航空機(部分品及附属品ヲ含ム)製造業 (三)ガス器具製造業 (三)水道器具製造業 (三)弁及コック製造業 (四)ベルト車、齒車、車輪、車軸及軸受製造業 (四)其ノ他ノ機械器具製造業	(1) 航空機	○			
		(2) 器具				
		(3) 自動車				
		(4) 自動機				
		(5) 自働車				
		(6) 球軸受				
		(7) 其ノ他				
		(8) 其ノ他				
		(9) 其ノ他				
		(10) 其ノ他				

部 門	業 別	細 目 別	甲	乙	丙	備 考
五、窯業	(二)陶磁器製造業 (八)煉瓦製造業 (九)耐火煉瓦製造業 (十)耐火煉瓦製造業 (十一)耐火煉瓦製造業 (十二)耐火煉瓦製造業 (十三)耐火煉瓦製造業 (十四)耐火煉瓦製造業 (十五)耐火煉瓦製造業 (十六)耐火煉瓦製造業 (十七)耐火煉瓦製造業 (十八)耐火煉瓦製造業 (十九)耐火煉瓦製造業 (二十)耐火煉瓦製造業 (二十一)耐火煉瓦製造業 (二十二)耐火煉瓦製造業 (二十三)耐火煉瓦製造業 (二十四)耐火煉瓦製造業 (二十五)耐火煉瓦製造業 (二十六)耐火煉瓦製造業 (二十七)耐火煉瓦製造業 (二十八)耐火煉瓦製造業 (二十九)耐火煉瓦製造業 (三十)耐火煉瓦製造業 (三十一)耐火煉瓦製造業 (三十二)耐火煉瓦製造業 (三十三)耐火煉瓦製造業 (三十四)耐火煉瓦製造業 (三十五)耐火煉瓦製造業 (三十六)耐火煉瓦製造業 (三十七)耐火煉瓦製造業 (三十八)耐火煉瓦製造業 (三十九)耐火煉瓦製造業 (四十)耐火煉瓦製造業 (四十一)耐火煉瓦製造業 (四十二)耐火煉瓦製造業 (四十三)耐火煉瓦製造業 (四十四)耐火煉瓦製造業 (四十五)耐火煉瓦製造業 (四十六)耐火煉瓦製造業 (四十七)耐火煉瓦製造業 (四十八)耐火煉瓦製造業 (四十九)耐火煉瓦製造業 (五十)耐火煉瓦製造業 (五十一)耐火煉瓦製造業 (五十二)耐火煉瓦製造業 (五十三)耐火煉瓦製造業 (五十四)耐火煉瓦製造業 (五十五)耐火煉瓦製造業 (五十六)耐火煉瓦製造業 (五十七)耐火煉瓦製造業 (五十八)耐火煉瓦製造業 (五十九)耐火煉瓦製造業 (六十)耐火煉瓦製造業 (六十一)耐火煉瓦製造業 (六十二)耐火煉瓦製造業 (六十三)耐火煉瓦製造業 (六十四)耐火煉瓦製造業 (六十五)耐火煉瓦製造業 (六十六)耐火煉瓦製造業 (六十七)耐火煉瓦製造業 (六十八)耐火煉瓦製造業 (六十九)耐火煉瓦製造業 (七十)耐火煉瓦製造業 (七十一)耐火煉瓦製造業 (七十二)耐火煉瓦製造業 (七十三)耐火煉瓦製造業 (七十四)耐火煉瓦製造業 (七十五)耐火煉瓦製造業 (七十六)耐火煉瓦製造業 (七十七)耐火煉瓦製造業 (七十八)耐火煉瓦製造業 (七十九)耐火煉瓦製造業 (八十)耐火煉瓦製造業 (八十一)耐火煉瓦製造業 (八十二)耐火煉瓦製造業 (八十三)耐火煉瓦製造業 (八十四)耐火煉瓦製造業 (八十五)耐火煉瓦製造業 (八十六)耐火煉瓦製造業 (八十七)耐火煉瓦製造業 (八十八)耐火煉瓦製造業 (八十九)耐火煉瓦製造業 (九十)耐火煉瓦製造業 (九十一)耐火煉瓦製造業 (九十二)耐火煉瓦製造業 (九十三)耐火煉瓦製造業 (九十四)耐火煉瓦製造業 (九十五)耐火煉瓦製造業 (九十六)耐火煉瓦製造業 (九十七)耐火煉瓦製造業 (九十八)耐火煉瓦製造業 (九十九)耐火煉瓦製造業 (一百)耐火煉瓦製造業	(1) 電氣用ノモノ及醫療用ノモノ				
		(2) 耐火煉瓦				
		(3) 耐火煉瓦				
		(4) 耐火煉瓦				
		(5) 耐火煉瓦				
		(6) 耐火煉瓦				
		(7) 耐火煉瓦				
		(8) 耐火煉瓦				
		(9) 耐火煉瓦				
		(10) 耐火煉瓦				



E-0124

部	六化学工業					
業	(九) 其ノ他ノ窯業	(一) 醫藥	(1) 硫酸	(2) 硝酸	(3) ソダ灰	(4) 苛性ソーダ
別	(一) 製業業	(二) 工業薬品製造業	(1) 硫酸	(2) 硝酸	(3) ソダ灰	(4) 苛性ソーダ
細目			(1) 硫酸	(2) 硝酸	(3) ソダ灰	(4) 苛性ソーダ
別			(1) 硫酸	(2) 硝酸	(3) ソダ灰	(4) 苛性ソーダ
甲						
乙						
丙						
備考						

部						
業	(三) 煉瓦及耐火物製造業	(四) 屋根瓦製造業	(五) セメント製造業	(六) セメント製品製造業	(七) 石灰製造業	(八) 琺瑯鐵器製造業
別	(1) 耐火煉瓦	(2) 其ノ他	(1) セメント柱	(2) 其ノ他	(1) 工業用耐酸性ノモノ	(2) 其ノ他
細目	(1) 耐火煉瓦	(2) 其ノ他	(1) セメント柱	(2) 其ノ他	(1) 工業用耐酸性ノモノ	(2) 其ノ他
別	(1) 耐火煉瓦	(2) 其ノ他	(1) セメント柱	(2) 其ノ他	(1) 工業用耐酸性ノモノ	(2) 其ノ他
甲						
乙						
丙						
備考						

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	イ 乙	イ 丙	備 考
	(三)染料及中間物製造業	(18)炭酸マダホシア及炭酸石灰				
		(19)其ノ他				
		(1)天然染料				
		(2)合成染料				
		(3)染料中間物其ノ他				
		コールドタル分溜物誘導體				
		(4)其ノ他				
	(四)合成ゴム製造業	(1)塗料				
		(2)染料				
		(3)漆料				
	(六)人造香料製造業	(1)香料				
		(2)染料				
	(七)塗料及顔料製造業	(1)塗料				
		(2)染料				

五二

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	イ 乙	イ 丙	備 考
	(一)硝子製造業	(7)醋酸				
		(8)石炭酸				
		(9)メタノール				
		(10)エーテル				
		(11)グリセリン				
		(12)硝酸カリ				
		(13)硝酸アンモン				
		(14)カーバイド				
		(15)人造クリオリット				
		(16)アセトン				
		(17)ブチルアルコール				

五〇

E-0124

部	業	別	細目	甲	乙	丙	備考	
五	製造業	製造業	(八) 石油及化粧品製造業	(1) 石油				
			(九) 発火物製造業	(1) 火薬				
			(十) 爆竹製造業	(1) 爆竹				
			(十一) 火薬製造業	(1) 火薬				
			(十二) 石油精製業	(1) 石油				
			(十三) 人造石油(頁岩油ヲ含ム)製造業	(1) 石油				
			(十四) 石油精製業	(1) 石油				
			(十五) 石油精製業	(1) 石油				
			(十六) 石油精製業	(1) 石油				
			(十七) 石油精製業	(1) 石油				

部	業	別	細目	甲	乙	丙	備考
五	製造業	製造業	(ロ) ワニス				
			(ハ) ベイント				
			(甲) 船底塗料				
			(乙) 其ノ他				
			(ニ) 自動車及航空機用其ノ他ノ特殊塗料				
			(ホ) 其ノ他ノ塗料				
			(2) 顔料				
			(イ) カーボンブラック				
			(ロ) 酸化チタン				
			(ハ) 其ノ他				

部 門	業 別	細 目 別	甲	乙	丙	備 考
	(十三) 代用液体燃料製造業					
	(十四) 植物油脂製造業	(1) 菜種油 (2) 糠油 (3) 其ノ他				
	(十五) 樟腦製造業					
	(十六) 動物油脂製造業	(1) 魚油 (2) 其ノ他				
	(十七) 木蠟製造業					
	(十八) 蠟燭製造業					
	(十九) 加工油製造業	(1) 硬化油 (2) 其ノ他				
	(二十) 石油製品製造業					
	(二十一) 石油製品製造業					
	(二十二) 石油製品製造業					
	(二十三) 石油製品製造業					
	(二十四) 石油製品製造業					
	(二十五) 石油製品製造業					
	(二十六) 石油製品製造業					
	(二十七) 石油製品製造業					
	(二十八) 石油製品製造業					
	(二十九) 石油製品製造業					
	(三十) 石油製品製造業					
	(三十一) 石油製品製造業					
	(三十二) 石油製品製造業					
	(三十三) 石油製品製造業					
	(三十四) 石油製品製造業					
	(三十五) 石油製品製造業					
	(三十六) 石油製品製造業					
	(三十七) 石油製品製造業					
	(三十八) 石油製品製造業					
	(三十九) 石油製品製造業					
	(四十) 石油製品製造業					
	(四十一) 石油製品製造業					
	(四十二) 石油製品製造業					
	(四十三) 石油製品製造業					
	(四十四) 石油製品製造業					
	(四十五) 石油製品製造業					
	(四十六) 石油製品製造業					
	(四十七) 石油製品製造業					
	(四十八) 石油製品製造業					
	(四十九) 石油製品製造業					
	(五十) 石油製品製造業					
	(五十一) 石油製品製造業					
	(五十二) 石油製品製造業					
	(五十三) 石油製品製造業					
	(五十四) 石油製品製造業					
	(五十五) 石油製品製造業					
	(五十六) 石油製品製造業					
	(五十七) 石油製品製造業					
	(五十八) 石油製品製造業					
	(五十九) 石油製品製造業					
	(六十) 石油製品製造業					
	(六十一) 石油製品製造業					
	(六十二) 石油製品製造業					
	(六十三) 石油製品製造業					
	(六十四) 石油製品製造業					
	(六十五) 石油製品製造業					
	(六十六) 石油製品製造業					
	(六十七) 石油製品製造業					
	(六十八) 石油製品製造業					
	(六十九) 石油製品製造業					
	(七十) 石油製品製造業					
	(七十一) 石油製品製造業					
	(七十二) 石油製品製造業					
	(七十三) 石油製品製造業					
	(七十四) 石油製品製造業					
	(七十五) 石油製品製造業					
	(七十六) 石油製品製造業					
	(七十七) 石油製品製造業					
	(七十八) 石油製品製造業					
	(七十九) 石油製品製造業					
	(八十) 石油製品製造業					
	(八十一) 石油製品製造業					
	(八十二) 石油製品製造業					
	(八十三) 石油製品製造業					
	(八十四) 石油製品製造業					
	(八十五) 石油製品製造業					
	(八十六) 石油製品製造業					
	(八十七) 石油製品製造業					
	(八十八) 石油製品製造業					
	(八十九) 石油製品製造業					
	(九十) 石油製品製造業					
	(九十一) 石油製品製造業					
	(九十二) 石油製品製造業					
	(九十三) 石油製品製造業					
	(九十四) 石油製品製造業					
	(九十五) 石油製品製造業					
	(九十六) 石油製品製造業					
	(九十七) 石油製品製造業					
	(九十八) 石油製品製造業					
	(九十九) 石油製品製造業					
	(一百) 石油製品製造業					

外地ノ棉實油及ヒマシ
油ニ付テハ特別ノ取扱
ヲナスコト

部 門	業 別	細 目 別	甲	乙	丙	備 考
	(二十一) 石油製品製造業	(1) 軟質ゴム製品 (イ) タイヤ及其ノ 附屬品				
	(二十二) 石油製品製造業	(2) 其ノ他				
	(二十三) 石油製品製造業	(3) 其ノ他				
	(二十四) 石油製品製造業	(4) 其ノ他				
	(二十五) 石油製品製造業	(5) 其ノ他				
	(二十六) 石油製品製造業	(6) 其ノ他				
	(二十七) 石油製品製造業	(7) 其ノ他				
	(二十八) 石油製品製造業	(8) 其ノ他				
	(二十九) 石油製品製造業	(9) 其ノ他				
	(三十) 石油製品製造業	(10) 其ノ他				
	(三十一) 石油製品製造業	(11) 其ノ他				
	(三十二) 石油製品製造業	(12) 其ノ他				
	(三十三) 石油製品製造業	(13) 其ノ他				
	(三十四) 石油製品製造業	(14) 其ノ他				
	(三十五) 石油製品製造業	(15) 其ノ他				
	(三十六) 石油製品製造業	(16) 其ノ他				
	(三十七) 石油製品製造業	(17) 其ノ他				
	(三十八) 石油製品製造業	(18) 其ノ他				
	(三十九) 石油製品製造業	(19) 其ノ他				
	(四十) 石油製品製造業	(20) 其ノ他				
	(四十一) 石油製品製造業	(21) 其ノ他				
	(四十二) 石油製品製造業	(22) 其ノ他				
	(四十三) 石油製品製造業	(23) 其ノ他				
	(四十四) 石油製品製造業	(24) 其ノ他				
	(四十五) 石油製品製造業	(25) 其ノ他				
	(四十六) 石油製品製造業	(26) 其ノ他				
	(四十七) 石油製品製造業	(27) 其ノ他				
	(四十八) 石油製品製造業	(28) 其ノ他				
	(四十九) 石油製品製造業	(29) 其ノ他				
	(五十) 石油製品製造業	(30) 其ノ他				
	(五十一) 石油製品製造業	(31) 其ノ他				
	(五十二) 石油製品製造業	(32) 其ノ他				
	(五十三) 石油製品製造業	(33) 其ノ他				
	(五十四) 石油製品製造業	(34) 其ノ他				
	(五十五) 石油製品製造業	(35) 其ノ他				
	(五十六) 石油製品製造業	(36) 其ノ他				
	(五十七) 石油製品製造業	(37) 其ノ他				
	(五十八) 石油製品製造業	(38) 其ノ他				
	(五十九) 石油製品製造業	(39) 其ノ他				
	(六十) 石油製品製造業	(40) 其ノ他				
	(六十一) 石油製品製造業	(41) 其ノ他				
	(六十二) 石油製品製造業	(42) 其ノ他				
	(六十三) 石油製品製造業	(43) 其ノ他				
	(六十四) 石油製品製造業	(44) 其ノ他				
	(六十五) 石油製品製造業	(45) 其ノ他				
	(六十六) 石油製品製造業	(46) 其ノ他				
	(六十七) 石油製品製造業	(47) 其ノ他				
	(六十八) 石油製品製造業	(48) 其ノ他				
	(六十九) 石油製品製造業	(49) 其ノ他				
	(七十) 石油製品製造業	(50) 其ノ他				
	(七十一) 石油製品製造業	(51) 其ノ他				
	(七十二) 石油製品製造業	(52) 其ノ他				
	(七十三) 石油製品製造業	(53) 其ノ他				
	(七十四) 石油製品製造業	(54) 其ノ他				
	(七十五) 石油製品製造業	(55) 其ノ他				
	(七十六) 石油製品製造業	(56) 其ノ他				
	(七十七) 石油製品製造業	(57) 其ノ他				
	(七十八) 石油製品製造業	(58) 其ノ他				
	(七十九) 石油製品製造業	(59) 其ノ他				
	(八十) 石油製品製造業	(60) 其ノ他				
	(八十一) 石油製品製造業	(61) 其ノ他				
	(八十二) 石油製品製造業	(62) 其ノ他				
	(八十三) 石油製品製造業	(63) 其ノ他				
	(八十四) 石油製品製造業	(64) 其ノ他				
	(八十五) 石油製品製造業	(65) 其ノ他				
	(八十六) 石油製品製造業	(66) 其ノ他				
	(八十七) 石油製品製造業	(67) 其ノ他				
	(八十八) 石油製品製造業	(68) 其ノ他				
	(八十九) 石油製品製造業	(69) 其ノ他				
	(九十) 石油製品製造業	(70) 其ノ他				
	(九十一) 石油製品製造業	(71) 其ノ他				
	(九十二) 石油製品製造業	(72) 其ノ他				
	(九十三) 石油製品製造業	(73) 其ノ他				
	(九十四) 石油製品製造業	(74) 其ノ他				
	(九十五) 石油製品製造業	(75) 其ノ他				
	(九十六) 石油製品製造業	(76) 其ノ他				
	(九十七) 石油製品製造業	(77) 其ノ他				
	(九十八) 石油製品製造業	(78) 其ノ他				
	(九十九) 石油製品製造業	(79) 其ノ他				
	(一百) 石油製品製造業	(80) 其ノ他				

朝鮮ニ付テハ特別ノ取
扱ヲナスコト

部門	事業工業分類	細目別	甲	乙	丙	備考
	(一)製革業	(1)兔毛皮				
	(二)精製毛皮製造業	(2)其ノ他				
	(三)糊料製造業	(1)高質用ゼラチン				
	(四)研磨材料及研磨用品製造業	(1)研磨材料				
	(五)活性炭製品製造業	(1)電氣用カーボン				
	(六)其他化學工業	(2)活性炭				
		(3)其ノ他				

部門	事業工業分類	細目別	甲	乙	丙	備考
	(一)製材業	(1)家具、曲物、挽物				
	(二)木製品製造業	(2)其ノ他				
	(三)印刷及製本業	(1)清酒				
	(四)製糖業	(2)味淋				
	(五)製醬油業	(3)焼酎				
	(六)製味噌業	(4)酒精含有飲料				
	(七)製酒類業	(5)麥酒				
	(八)製啤酒業	(6)葡萄酒				
	(九)製飲料業	(7)其ノ他				

E-0124



臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準		部	業	別	細目	甲	乙	丙	備考
		工業	(一) 瓦斯供給事業		(1) 甲ニ属スル事業ニ				
		工業	(二) 紙製品製造業						
		工業	(三) 刷毛及刷子製造業						
		工業	(四) 製帽業						
		工業	(五) 防水布類製造業						
		工業	(六) 衛生材料品製造業						
		工業	(七) 石綿製品製造業						
		工業	(八) 燐寸製造業						
		工業	(九) 金屬箔製造業						
			(十) 万年筆、鉛筆及クレヨン製造業						
			(十一) 機械用ベルト製造業						
			(十二) 繰綿製造業						
			(十三) 其ノ他						

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

六三

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

六二

E-0124



第三 農林業		部	業	別	細目別	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	備考
臨時表金額法ニ基ク事業資金調整標準	一、農林業	門	業	別	細目別	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	
						○	○	○	○	○	○	
						○	○	○	○	○	○	
						○	○	○	○	○	○	
						○	○	○	○	○	○	
六五												外地ノ棉花ニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト

十三頁ノ出
 十二頁ノ出
 十一頁ノ出
 十頁ノ出
 九頁ノ出
 八頁ノ出
 七頁ノ出
 六頁ノ出
 五頁ノ出
 四頁ノ出
 三頁ノ出
 二頁ノ出
 一頁ノ出

E-0124

部 門	業 種	細 目	甲	乙	丙	備 考
六 商 業	(一) 業種別					
	(二) 信託業					
	(三) 貸金業					
	(四) 質屋業					
	(五) 其他					
	(六) 其他					

第七 雑業

部 門	業 種	細 目	甲	乙	丙	備 考
一 雑 業	(一) 土木建築請負業					
	(二) 土地建物賃貸 (貸室ヲ含ム)業					
	(三) 物品賃貸業					
	(四) 新聞紙発行及圖 書、雜誌出版業	(1) 其、書				
	(五) 旅館業	(2) 其、館				
	(六) 娯樂及興行ニ關 スル事業	(1) 温泉地及遊園地經 營 (2) 劇場及演藝場經營 (3) 競技場、運動場經 營				

部 門	業 別	組 合 別	甲	乙	丙	備 考
八 其 他 (十) 公共團體 (十一) 社會的施設 (十二) 其ノ他	(一) 製造業	(1) 製造組合				
	(二) 採掘業	(2) 採掘組合				
	(三) 建設業	(3) 建設組合				
	(四) 運輸業	(4) 運輸組合				
	(五) 商業	(5) 商業組合				
	(六) 農業	(6) 農業組合				
	(七) 畜産業	(7) 畜産組合				
	(八) 漁業	(8) 漁業組合				
	(九) 工業	(9) 工業組合				
	(十) 森林業	(10) 森林組合				
	(十一) 貿易業	(11) 貿易組合				
	(十二) 酒造業	(12) 酒造組合				

昭和十二年十月四日印刷
昭和十二年十月五日發行
大藏省理財局編纂
發行所 内閣印刷局發行課
印刷所 内閣印刷局
東京市麹町區大手町
電話九ノ内四三三三九
振替東京一九〇〇〇
全国各地官報販賣所
全国各地主要書店
定價二十錢 送料不要